

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和3年2月8日	福野運送株式会社 (法人番号5230001008 527) 代表者江上勝	富山県南砺市野新 221-2	本社営業所	富山県南砺市野新 221-2	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第17条第1項 及び同条第4項	令和2年10月8日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)(3)乗務等の記録記載不備(安全規則第8条)(4)運転者台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)	1	1
一般貨物	令和3年2月10日	株式会社籠瀬運輸 (法人番号7230001007 304) 代表者籠瀬良明	富山県黒部市沓掛 3133	本社営業所	富山県黒部市沓掛 字道上割3133	文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第17条第1項 及び同条第4項	令和2年10月12日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)	0	0
一般貨物	令和3年2月18日	株式会社国土 (法人番号2110001000 044) 代表者梨本貴幸	新潟県新潟市西区 善久1068番地1	東港営業所	新潟県新潟市北区 太郎代字浜辺 2651-1	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第17条第4項 及び法第18条第2項	令和2年9月3日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)(2)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)(3)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(4)運行管理者に対する指導監督違反(安全規則第22条)	1	1
一般貨物	令和3年2月24日	有限会社エイケン建設 (法人番号3230002005 797) 代表者江野本正裕	富山県中新川郡上 市町湯上野92	本社営業所	富山県中新川郡上 市町野島字大門58 -1	許可の取消し	貨物自動車運送事業法 第32条	所在不明事業者であることを端緒に調査を実施。相当の期間事業を行っていないものと認められた。(1)事業の無届出休止・廃止(貨物自動車運送事業法第32条)	0	0
一般貨物	令和3年2月24日	有限会社興能商事 (法人番号1230002012 853) 代表者直江義邦	富山県氷見市大野 字江淵1420	本社営業所	富山県氷見市大野 字江淵1420	許可の取消し	貨物自動車運送事業法 第32条	所在不明事業者であることを端緒に調査を実施。相当の期間事業を行っていないものと認められた。(1)事業の無届出休止・廃止(貨物自動車運送事業法第32条)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。